

2014年お買付分

# NISA非課税期間満了に伴うお手続きのご案内

現在、NISA(非課税)口座にてお預かりしている投資信託のうち、2014年にNISA(一般NISA)口座で  
購入された投資信託は2018年末で5年間の非課税期間が満了となります。

つきましては、対象の投資信託について、次の①②③よりご選択いただき、それぞれの期日までにお手続き  
くださいますようお願いいたします。

なお、期日間際にはお手続きに時間を要することが予想されますので、お早めにお手続きください。

①

## 非課税期間内に 売却する

**期日** 受渡日が2018年内  
となるご注文まで

**手続き** 新生パワーダイレクトまたは  
店頭、お電話にてご注文ください

②

## 特定口座に 移管する

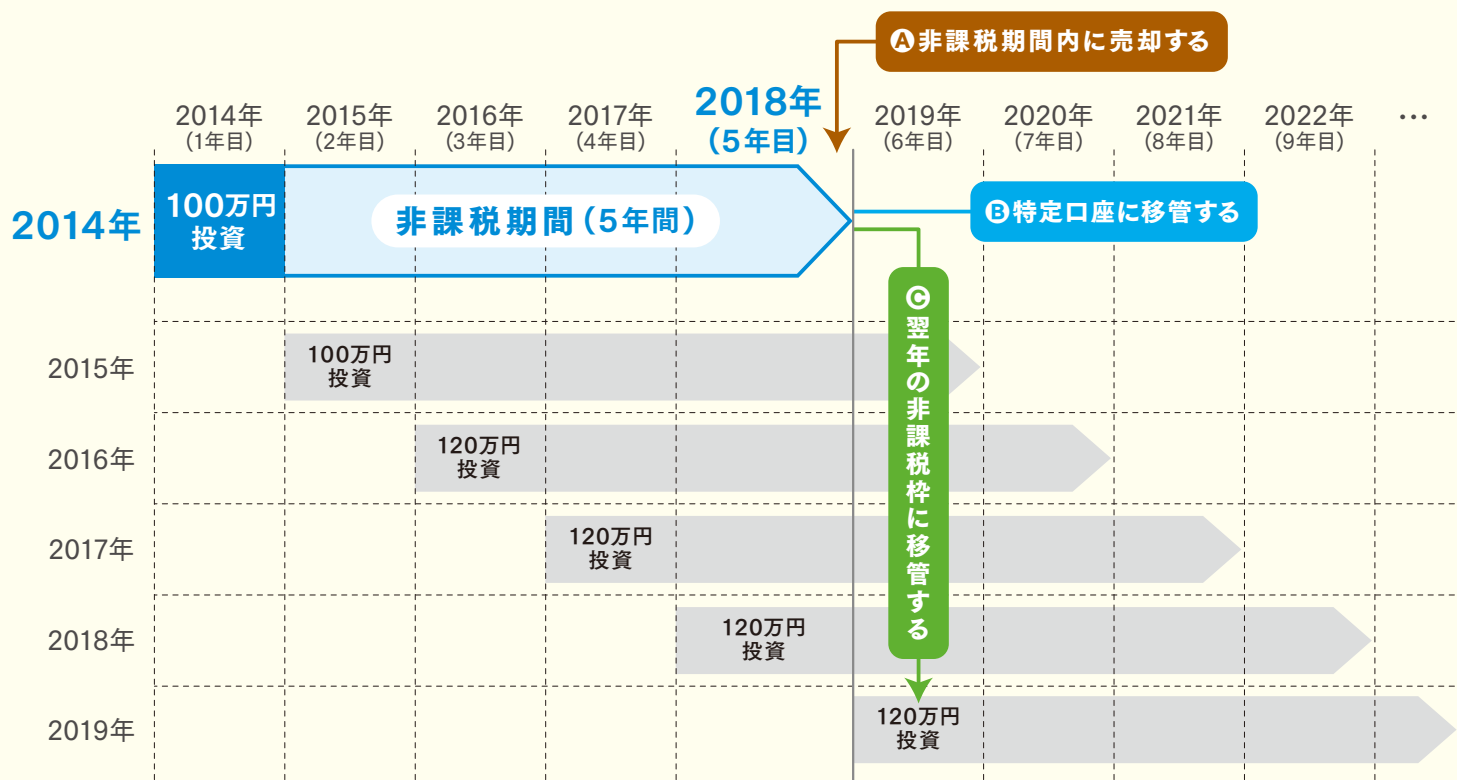
特定口座  
(未開設の場合は一般口座)に  
移管する場合は  
**お手続き不要**です

③

## 翌年の非課税枠に移管 (ロールオーバー)する

**期日** 2018年11月30日(当行着)まで

**手続き** 「非課税口座内上場株式等  
移管依頼書」および「同(明細)」  
にご記入のうえ、ご返送ください



### 【翌年の非課税枠に移管(ロールオーバー)する場合のご注意点】

ロールオーバーを行った場合は、その金額相当分の2019年非課税枠を消化することになりますので、  
NISA口座での新たなお買付けや積立は、その金額相当分の非課税枠をご利用いただけません。

### 【翌年に受渡となるご注文に関するご注意点】

本年末で非課税期間が満了する投資信託をお持ちの場合、本年中は受渡日が翌年となる取引について、  
お客さまのご意向に沿ったお取扱いが出来ない場合がございますので、店頭または新生パワーコールに  
お問い合わせください。「ご留意事項」もあわせてご確認ください。

Color your life

新生銀行

商号等：株式会社新生銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

# ● 新生銀行で移管(ロールオーバー)を希望されないお客さま

## ① 非課税期間内に売却する

新生パワーダイレクトまたは店頭、お電話にてご注文ください。

**【注意点】** 受渡日が2018年内となるご注文までが「非課税期間内の売却」となります。

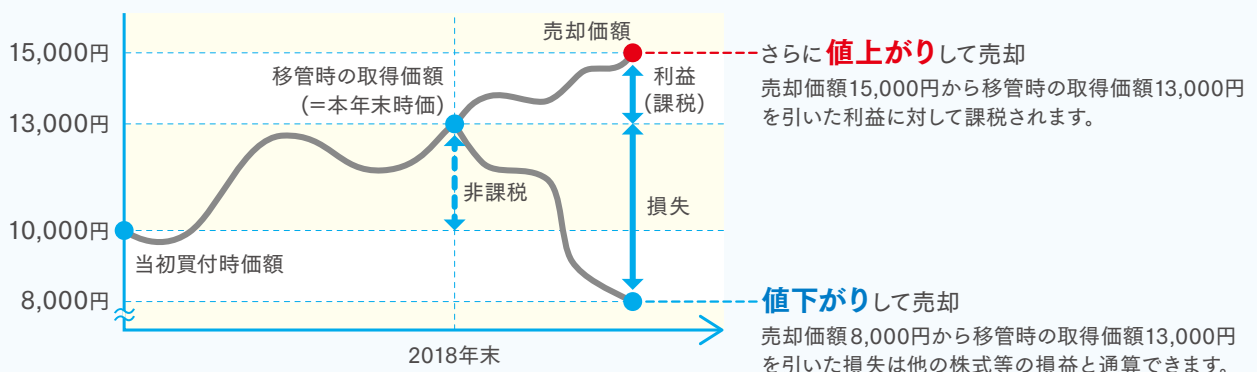
## ② 特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管する

お手続きは**不要**です。

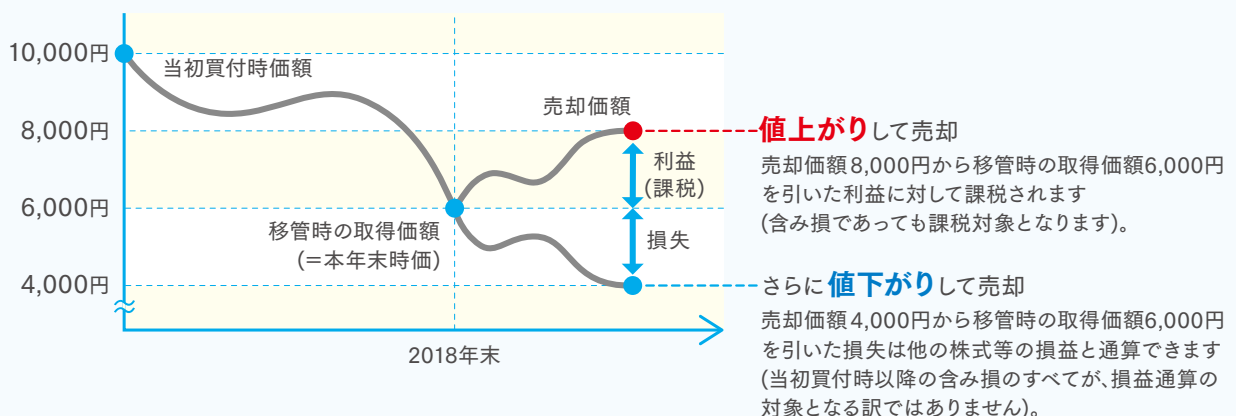
特定口座への移管をご希望のお客さまで、特定口座が未開設の場合は、新生パワーダイレクト(スマホ認証対応)にて特定口座をご開設いただくか、新生パワーコール(お電話)あてにお問い合わせください。

**【注意点】** ・特定口座(特定口座が未開設の場合は一般口座)に移管した場合、**2018年末の時価が取得価額**となり、移管後に売却する際、当該取得価額をもとに譲渡損益が計算されます。

### 【移管時に値上がりしている場合】



### 【移管時に値下がりしている場合】



# ● 新生銀行で移管(ロールオーバー)を希望されるお客さま

## お手続き(1)

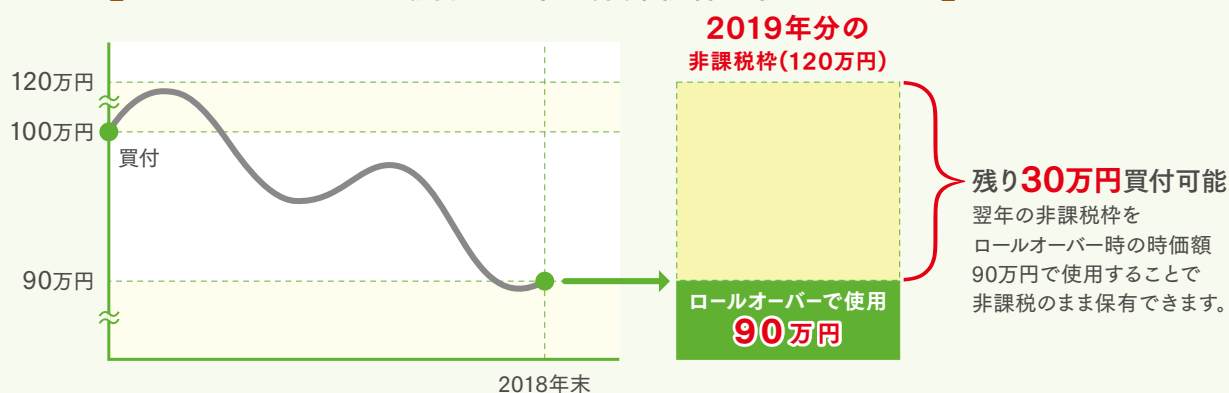
### ◎ 翌年の非課税枠に移管(翌年の非課税管理勘定にロールオーバー)する

「非課税口座内上場株式等移管依頼書」および「同(明細)」にご記入のうえ、**2018年11月30日必着**でご返送ください。

#### 注意点

- ・移管する投資信託の2018年末の時価をもとに2019年の非課税枠を使用するため、2019年の非課税枠での買付可能額はその分減額されます。(下図参照)
- ・移管する投資信託の2018年末の時価が合計120万円を超過する場合でも、すべて移管可能です。但し、その場合は2019年に非課税枠でお買付いただけません。

#### 【ロールオーバーした場合の翌年の非課税枠の使用イメージ】



## お手続き(2)

新生銀行でロールオーバーを希望されるお客さまで、以下の①又は②に該当されるお客さまは、2019年の非課税枠を新生銀行に設定されていないため、①又は②それぞれのお手続きが必要となります。以下の①又は②それぞれが終了した後、お手続き(1)を進めていただくこととなります。

下記をご確認のうえ、

新生パワーコール 0120-456-007(フリーダイヤル)

受付時間:(平日)8:00~20:00、(土日祝日)10:00~18:00 にご連絡ください



① いずれの金融機関にも2019年の非課税枠が設定されていない場合

非課税枠設定に係るお手続き書類を当行にご提出ください



② 他の金融機関で2019年の非課税枠が設定されている場合

2019年の非課税枠が設定されている金融機関で金融機関変更等をお手続きのうえ、非課税枠設定に係るお手続き書類、他の金融機関から交付される廃止通知書(「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」等)を当行にご提出ください

## 主なご留意事項

### 現在ご利用中のNISA口座で2019年の非課税枠へ移管(以下、「ロールオーバー」といいます)をご希望の場合

- 1.ロールオーバーをご希望の場合、2018年11月30日(必着)までに「非課税口座内上場株式等移管依頼書」・「非課税口座内上場株式等移管依頼書(明細)」をご返送ください。なお、ご返送いただいた書類は、返却には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- 2.ロールオーバーされる金額は、2018年12月28日の基準価額に基づき計算された評価額となり、当該評価額で2019年の非課税枠を使用します。当該評価額が120万円未満の場合、120万円から当該評価額を差し引いた金額が2019年に利用可能な非課税枠の金額となります。当該評価額が120万円を上回る場合でも、すべてのNISAをロールオーバーすることができますが、2019年の非課税枠の残額はなくなります。
- 3.ロールオーバーを行う場合は、2019年分の非課税枠が設定されており、かつ、一般NISA※を選択されている必要があります。ロールオーバーを希望されている場合でも、2019年の非課税枠が未設定の場合や、2019年につみたてNISAを選択されている場合は、別途お手続きが必要です。年末時点で、2019年に非課税枠が未設定の場合や、つみたてNISAが選択されている場合は、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」・「非課税口座内上場株式等移管依頼書(明細)」によるお申出は無効とし、特定口座(特定口座が未開設の場合には、一般口座)へ移管させていただきます。

※成人を対象とした少額投資非課税制度をご利用いただく場合は「一般NISA」、積立投資に特化した少額投資非課税制度をご利用いただく場合は「つみたてNISA」とし、成人のお客さまがNISA口座をお申込される場合は、上記のいずれかをご選択いただいております。

- 4.受渡日が2019年となる、2018年のご注文は、下記①～③のようにお客さまのご意向に沿ったお取扱いができない場合があります。

①受渡日が2019年となるNISA口座での買付注文(以下「NISA買付注文」といいます。)と、ロールオーバーをご希望をいただいた投資信託がある場合、ロールオーバーを優先し2019年の非課税枠を使用します。このため、「ロールオーバーによる使用額と受渡日が2019年となるNISA買付額」が120万円を超える場合、NISA買付注文はその超過分を特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)の買付注文として取扱います。

②ロールオーバーをご希望の2014年の非課税枠でのお預りについて、2018年内に売却注文をいただいても、受渡日が2019年となる場合は、2019年の非課税枠を使用した上でNISA口座での売却が行われます。

③一部のご注文を制限させていただく場合がございます。

- 5.「非課税口座内上場株式等移管依頼書」・「非課税口座内上場株式等移管依頼書(明細)」のご提出後に、2014年の非課税枠でお預りの投資信託の売却等によりこれらの書面における数量・銘柄と相違が生じた場合でも、年末時点での数量・銘柄を対象にロールオーバーを行います。
- 6.2018年11月30日(必着)までに「非課税口座内上場株式等移管依頼書」・「非課税口座内上場株式等移管依頼書(明細)」をご提出いただけない場合、または書類不備等によりお手続きが完了しなかった場合は、特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)へ移管させていただきます(ロールオーバーは行いません。)

### 特定口座(または一般口座)への移管をご希望の場合(ロールオーバーをご希望されない場合)

- 1.2014年の非課税枠でお預りしている投資信託を特定口座(または一般口座)へ移管する場合の取得価額は、その投資信託の2018年12月28日の基準価額に基づき計算された取得価額となります。特定口座(または一般口座)へ移管後、売却する場合には、当該取得価額に基づき、譲渡損益が算出されます。
- 2.特定口座未開設のお客さまが特定口座への移管をご希望の場合には、2018年12月28日時点で特定口座が開設されている必要があります。新生パワーダイレクト(スマホ認証対応)にて特定口座を開設いただくか新生パワーコール(お電話)にお問合せください。
- 3.受渡日が2019年となる、2018年のご注文は、下記①～②のようにお客さまのご意向に沿ったお取扱いができない場合があります。
  - ①受渡日が2019年となる2018年のご売却注文は、特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)に移管後の売却となり譲渡損益は課税対象となります。
  - ②一部のご注文を制限させていただく場合があります。
- 4.特定口座を開設済であっても、2014年の非課税枠でお預りしている投資信託について特定口座への移管ではなく、一般口座への移管をご希望の場合には、別途お手続きが必要となりますので、新生パワーコール(お電話)にご連絡ください。

※本案内に記載の内容は、2018年8月末現在の情報に基づいて作成しております。

今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

※詳しくは専門の税理士または所轄の税務署までお問い合わせください。

#### お問い合わせはお気軽に

(コールセンターにお問い合わせをされる際には、口座番号と暗証番号をご確認のうえ、お問い合わせください)

新生パワーコール

**0120-456-007**

**[通話料無料]**

投資信託の受付時間は平日8:00~20:00  
土日祝日(照会のみ)は10:00~18:00